

消費者教育について

市民局における取組

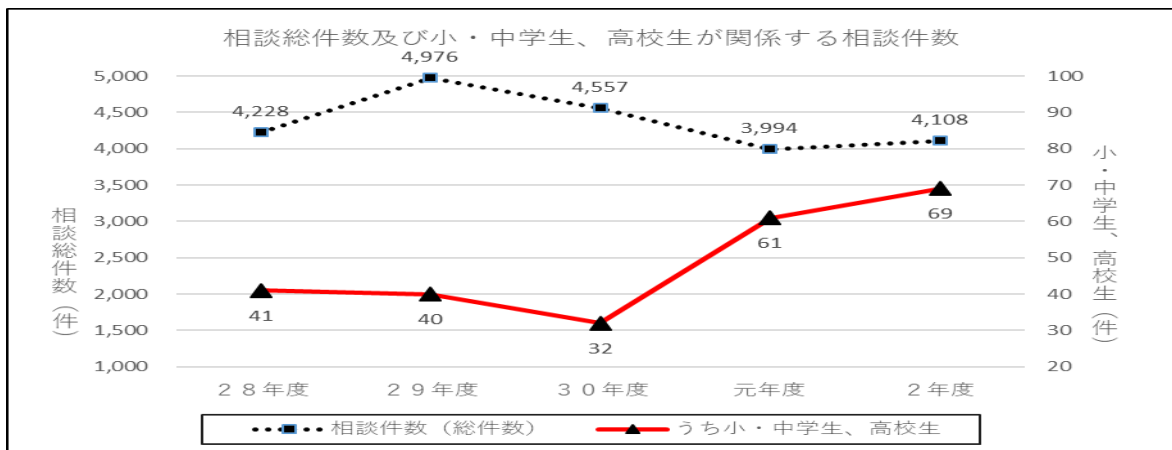
1 国における「消費者教育」の定義

(1) 2012年12月、消費者教育推進法が施行され、この中で「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を高めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動と定義されている。

(2) 誰もが、どこに住んでいても、学校・家庭・地域・職域など様々な場で幼児期から高齢期までの生涯を通じて消費者教育を受けることができるように国や地方公共団体は、その機会を提供することとなっている。

2 市消費生活センターに寄せられた小・中学生、高校生が関係する相談件数と主な内容

(1) 相談総件数及び小・中学生、高校生が関係する相談件数



※総件数に対する小・中学生及び高校生からの相談件数の割合は低いものの過去2年度は増えている。

(2) 相談傾向の変遷（1位）

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
小学生	ワンクリック詐欺 2	ワンクリック詐欺 4	オンラインゲーム 3	オンラインゲーム 3	オンラインゲーム 5
中学生	ワンクリック詐欺 8	ネットトラブル (ネットショッピングほか) 3	オンラインゲーム 3	定期購入 4	定期購入 10
高校生	ワンクリック詐欺 7	ネットトラブル (不当請求ほか) 10	定期購入 10	定期購入 7	定期購入 24

(3) 主な相談内容と対応（令和2年度）

【小学生】

子供が利用したオンラインゲームでクレジット利用料14万円の請求があった。
⇒ オンラインゲームのトラブル事例及び親のクレジットカードの管理責任について説明し、当センターから事業者へ未成年者取消の依頼を行った。

【高校生】

インターネットで美容商品を1回のみと思い注文したが、6回継続の定期購入と分かった。商品はまだ届いていないから解約したい。
⇒ ネット通販の定期購入トラブル事例と未成年者取消の考え方を説明し、当センターから事業者へ未成年者取消の依頼を行った。

3 若年者の消費者トラブル未然防止に向けた市消費生活センターの主な取組

(1) 消費生活出張講座（学校関係）

- ・成年年齢引下げに伴う消費者トラブル未然防止などを啓発するため、法的責任が生じる契約の基本や若年者に多い消費者トラブルの事例などをテーマに消費生活相談員による講座を実施

（実施状況） 2年度 17回 1,815人受講
3年度 7回 907人受講 ※R3.12末現在

(2) 学習資料の作成配布

- ・学校教育課、社会科等の教諭と連携して小中学生向けの資料を作成
- ・成年年齢引下げに伴う消費者トラブル未然防止、クーリング・オフの手続きなどをテーマにした中学生や高校生、大学生向けの資料を作成
- ・小中学生向けのデジタルコンテンツの教材を作成



【小学5・6年生】



【中学生】



【高校生・大学生】



【デジタルコンテンツ】

(3) その他（成年年齢引下げに関連するもの）

- ・市民のひろば、市ホームページ・市公式SNSなどを活用した啓発 (R3年度：7回)
- ・スクールパネル展や消費生活パネル展での啓発 (R3年度：10回)
- ・関係団体より寄贈された啓発グッズ（うちわ）の配布 (R3.9)
- ・市立高等学校の全生徒へ啓発リーフレットを配付 (R4.1 予定)